

第27回社会保障審議会年金部会	参考資料6
平成16年3月4日	

第25回社会保障審議会年金部会

議 事 録

平成15年9月4日

日 時：平成15年9月4日（金） 10:00～12:30

場 所：東海大学校友会館 「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大山委員、岡本委員、翁委員、
小島委員、近藤委員、杉山委員、堀 委員、矢野委員、山口委員、山崎委員、若杉委員

○ 高橋総務課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第25回社会保障審議会年金部会を開催いたします。
マスコミの方は、撮影はこれで終りになりますので、ご退場願います。

(カメラ退場)

8月29日付で厚生労働省及び社会保険庁の人事異動がございましたので、議事に入ります前に、新任の幹部の御紹介をさせていただきます。まず、局長の右側から紹介申し上げます。

大臣官房審議官年金担当の渡邊でございます。

社会保険庁運営部長の薄井でございます。

社会保険業務センター所長の霜鳥でございます。

○ 霜鳥社会保険業務センター所長

年金の支払いについては万全を期したいと思います。

○ 高橋総務課長

それから、私の右手になりますが、資金管理課長の泉でございます。運用指導課長からの異動でございます。

運用指導課長の松田でございます。

首席年金数理官の田村でございます。

社会保険庁運営部企画課長の中野でございます。

では、お手元の資料の確認をさせていただきます。座席図、議事次第のほか、次のとおりであります。

資料1「年金制度改正に関する意見（目次案）」、資料2「年金制度改正に関する意見（案）」でございます。参考資料として、前回までの資料として提出いたしました「審議整理メモ」及び「8月20日の部会における議論を踏まえての再整理」をお配りをいたしております。

委員の出欠の状況でございますが、本日は大澤委員、渡辺委員につきましては、御都合により御欠席とのことでございます。御出席いただいた委員の方々は定数を超過しておりますので、会議は成立いたしております。

では、以降の進行につきましては、部会長よろしく願いいたします。

○ 宮島部会長

やや、短期のインターバルで開催させていただいておりますが、お忙しいところ、大変ありがとうございます。

本日は前回に引き続きまして、意見書の取りまとめに向けての議論を行いたいと思います。前回いくつか御議論がございまして、また、その後、メモ等で御議論いただいた方もございまして、なるべくそれらを組

み込むように、さらに、書き方についても意見書のスタイルにするに当たってはわかりやすいように、それから全体の流れがよくわかるようにというような、皆様からいろいろいただきました御注意なり御意見を踏まえて、私も部会長代理も加わり、たたき台になるものを事務局の方で作成し、今回いわば原案に当たるものを提出いたしました。

これについて、私も昨日夜遅くに少し見直してみ、まだまだもう少し直す点なり、書き加える点があるなという印象を持っておりまして、恐らく皆様方もさらに御意見があると思いますので、本日はこのたたき台をもとにいたしまして議論をしていただきたいと思います。

なお、最後に申し上げるつもりでございますけれども、今回で25回目の会議でございますが、いろいろ議論されました論点につきましては、この間、かなりの時間をかけまして繰り返し議論をしてきた点もございます。意見が一致しない点は一致しない点として書くというようなことも踏まえて、それなりの時間はかけてきたつもりでございますし、特に新しい論点が出て、議論しなければいけないというようなことがない限りにおきまして、できれば、今日基本的な議論を全体で行いまして、次回最終的に意見書の取りまとめに入るつもりでございます。そういう点も踏まえて、皆様方の御協力をいただければと思っております。

それでは、事務局の方から、資料1及び2に基づきまして、概要を御報告いただきまして、それについて、今日は時間を全部かけまして御議論いただきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。

○ 高橋総務課長

それでは、私と年金課長から、この意見（案）について御説明申し上げます。朗読はいたしません。これを読みますと大変な時間がかかります。事前にお目通しいただいておりますので、内容について概略をかいついで御説明申し上げたいと思います。

まず、1ページからでございますが、冒頭に書いてありますのは、この部会における審議経過、ここに掲げております意見だけということではありませんけれども、特に代表的なものを挙げて、こういうものを踏まえて検討をやってきた、あるいは有識者調査なども参考にしたということを書いてあります。

それから、次に「はじめに」でございます。

この「はじめに」のところは、今までの整理メモには全く出ていない部分でございますが、改正に向けて年金部会としての問題認識というものを書いてあります。最初は、年金の高齢期の所得保障における重要性について述べています。

2番目の「○」でございますが、これは前回の改正について簡単に触れております。その次に、残された課題は3つあるということを書いてあります。1つは、保険料凍結解除、2つ目は、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ、3つ目は、女性と年金の問題、「広くは」として、個人のライフコースの選択の多様化に対応できていない、と書いてございますが、その3つでございます。

その次の「○」は、前回の宿題のほかに、さらに前回の改正以降に起きた新しい状況変化を書いてございます。1つが、新人口推計による少子高齢化の一層の進展、もう一つが、国民年金の未納者の一層の増加ということでございます。こういった前回の改正の宿題、新しい状況、こういったものを踏まえて、問題を解決して年金改革をやるのが急務だということを書いてあります。

その次は、年金改革を行うに当たって、どういうところから議論を始めたのかということでございますけ

れども、基本的な制度設計の基本、制度体系の基本的な見直し、そこに立ち返って議論を始めたということを書いております。ただ、御承知のとおり、いろいろな議論があって、結論の一致を見るには至らなかったということで、今後とも議論の積み重ねが必要であるけれども、その結論が出るまで何もしないというわけにいかないだろうということを述べております。

それから、一般的にこういった年金改革を進めるに当たっての政府に対する注文ということで、次世代育成支援、経済の回復、活性化、こういったものについて最大の努力をするべきだということを書いております。

3ページからは、「年金改革の基本的な考え方」でございます。これは今までの整理メモ、1回目と2回目のものを文章化をいたしましたものであります。

まず、「年金改革の基本的な視点」ということで5点挙げております。①持続可能な制度とする、②制度に対する信頼の確保、③社会の支え手を増やしていく、これは少子高齢社会に向けての社会の支え手ということでございます。④個人のライフコース（生き方、働き方）に対しての中立的な制度とする、⑤他の社会保障制度や税制等の諸制度との整合性を念頭に置くということでございます。

まず維持可能性ということについて述べておりますが、その信頼の確保のためにどういう条件が必要かということも3ページの真ん中から下あたりに述べております。

まず、給付水準の問題としては、高齢期の生活の支柱としての給付水準の確保は必要ではないか、併せて企業年金なり私的年金の改善もやっていかなければいけないということ、それから、水準の話そのものというよりも、水準の変更の仕方は急激なものであってはいけないということも述べております。次に給付と負担の信頼性の確保のために、給付と負担の在り方の見直しが必要だということも述べております。

4ページに入りますが、信頼の確保の4点目ということもでございますけれども、今、現下、足下で進行しております国民年金の未納・未加入問題、これも制度に対する信頼を損ねていることで、根幹を揺るがしかねない重要問題だということも対応が必要だということも述べております。次は、特に若い世代からの不安感なり不信任は年金制度に向けられているということは事実であるので、まず、誤解や説明不足から来るものについてはわかりやすく説明し、それから、制度の方としてもわかりやすいような情報を提供し、把握しやすいようにしていくことが必要だということも述べております。

それから、視点の3つ目で〈支え手を増やす方策〉ということも、これは少子高齢化の急速な進行の中で、これは一般論でございますけれども、社会の支え手を増やしていかなければいけないということです。それとともに年金制度においても、社会の支え手を増やすというようなことができる仕組みをできるだけ制度に組み込むことが必要だということも、厚生年金の適用の在り方、在職老齢年金の在り方を見直すべきということも述べております。

それから、もう一つの観点は、前回の宿題から残されております〈ライフコース（生き方、働き方）の多様化への対応〉ということで、そういった視点からのアプローチも必要だということも述べております。

5ページにまいります。視点の5番目ということで、〈社会保障制度や他の制度との関連等総合的な視点〉ということも挙げております。この辺は前回の審議整理メモの2番目のものとほぼそのまま踏襲いたしております。なお、ここで国民負担率について簡単に触れておりますが、これは6月の社会保障審議会の意見の中でも、国民負担率につきましては、相当丁寧に説明しておりますので、本部会からの報告書ではもういい

だろうということで省いております。

次に、「公的年金制度の体系について」でございます。これにつきましては、これまでの体系、過去にもいろいろな議論があったということで最初に述べております。そして、本部会における議論の焦点を5ページの下に書いております。現行制度に対して、被用者が否かを問わず、報酬比例方式で一本化して税財源による補足的給付を組み合わせる、こういったやり方、それから、基礎年金について社会保険方式にするか税方式にするか、こういったところで議論があったということです。

6ページ以下は、〈報酬比例年金への一本化〉ということで書いております。「○」が3つの段落に分かれておりますけれども、最初の段落は現行制度の説明です。2つ目の段落で、現行制度に対してこういう利点があるということで、報酬比例一本化への意見がありますが、第3段落でそれに対する反論を書いております。

次に〈基礎年金の税方式化〉につきましては、最初の段落で、税方式の利点を挙げております。第2段落で、それに対する反論、これは今までの整理メモをそのまま書いております。

7ページにまいります。最初の「○」に「以上のように」と書いてございますが、報酬比例年金プラス補足的給付の方式、基礎年金の税方式化については、それぞれの利点を主張する意見があったものの、問題点の指摘も多く、またその導入に向けては様々な制約があり、次の改正で選択肢になる状況に至っていないということでもありますけれども、今後とも議論を進めていくべきだということを書いております。

最初の「はじめに」に書きましたように、今何もしないで済むのか、やはりそういうわけにはいかないだろうということで、16年改正では可能な限りの見直しの努力は必要だということ、それから特に国庫負担の引上げの問題、それから宿題となっています保険料引上げ凍結の解除、女性と年金の問題などの解決も図るべきだということを言っております。それから、「なお」書きで、基礎年金の仕組みについていくつかあった議論を記載をいたしております。

8ページからは、2枚ほどかけまして、前回御説明し、また御議論ありました「世代間別の給付と負担の比率の違いについて」述べております。これは前回の説明と議論の概要をそのまま書いております

総論は、以上でございます。

○ 木倉年金課長

続きまして、Ⅲとして個別的論点についてそれぞれ挙げております。

まず最初は「給付と負担の在り方」でございますが、〈給付水準〉につきましては基本的な考え方をまず挙げております。高齢期の生活の支柱としての年金を終身にわたり確実に保障していくことが役割だということで、今後ともその役割を果たしていかなければいけないということですが、そのためにも現役世代の保険料負担が過大にならないように配慮しながら見直しを図っていくことが必要であるわけですが、その場合におきましても、その役割を果たせる一定の水準を確保することが必要だということを述べております。

次のページにまいりまして、その場合に、これについては、将来にわたり現状程度の水準を維持すべきとの御意見があったこと、それから、物価のスライドを過去3年間凍結してある分の物価下落分をすべて反映させた後の水準で今後の水準を検討すべきという御意見があったことを述べております。

次に〈保険料負担〉でございますけれども、これは6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」におきましては、「保険料は引き上げざるを得ないが、将来の最終的な保険料につ

いては、国民負担率の上昇抑制と、将来の現役世代の過重な負担の回避という視点を重視し、決定する。保険料の引上げは早期に行う。」と述べられております。

その中で、少子高齢化が進む中で、最終的な保険料はできるだけ抑えていかなければいけないわけですが、現在の単年度実質赤字になっているような状況等々を考えますと、現在の保険料凍結は速やかに解除すべきと考えます。その際の具体的な引上げの方法は、毎年小刻みにという御意見と、将来の世代のことを考えて早めに前倒しで引き上げるべきという両方の御意見があったということを記しております。なお、この点につきまして、企業活力維持、経済活性化のために安易に引き上げるべきでないという御意見があったことを記しております。

次に保険料負担の上限の問題でございますけれども、これにつきましては、20%程度が適当という御意見と、それは高過ぎる、あるいは税方式化との組み合わせで15%程度の保険料率もあり得るといような話、あるいは現行を極力上回らない水準で長期間固定すべきといような御意見があったことを記しております。

次のページにまいります。具体的な給付と負担の見直し方法についてでございますが、これまでは5年ごとに財政再計算を行い、人口推計等を踏まえて、給付も保険料も両方見直しということでありましたが、その結果として、両方が不透明になり、不安につながっている面もあるのではないかと記しております。その上で、このような世代間の負担の公平、現役世代の負担についての不安を解消するためには、この最終的な保険料水準を法律上明示をして、負担の限度を明確に示すべきではないかと記しております。その上で、年金を支える力、現役世代の保険料負担能力の動向に応じて、給付水準が自動的に調整される保険料固定方式という仕組みを導入することが適当であると述べております。

一方で、この点につきましては、保険料固定方式で負担は明示されるけれども、給付水準が変わってしまう、わからないということで、若い世代の不安感を払拭できないのではないかと御意見があったことを記しております。一番下の方で、〈マクロ経済スライド〉についてでございます。まず、考え方として、保険料固定における給付水準の自動的な調整の方法は、水準が急激に変わらない、あるいは現役の負担能力とのバランスがとれたものとしていくということから、緩やかに調整をしていく、年金の伸びでありますところの年金改定率（スライド率）の調整を基本とすることが適当ではないかと述べております。その場合に、これまでは年金の伸びは、被保険者一人当たりの賃金の伸び率で給付水準を改定してきたけれども、この自動調整の具体的な方法としましては、賃金や労働力人口といった社会全体の支える力（負担能力）の伸びに見合うように年金改定率を調整するマクロ経済スライドが適当ではないかと述べております。なお、この点につきましても、少子化進行が続きますと、給付水準が低下を続けて、年金の役割が損なわれるおそれがあるため、導入すべきでなく、年金も今の水準を手取り賃金で見て、現状水準を維持すべきという御意見があったことを記しております。

次に、スライド調整の場合にも具体的な方法としまして2通りあるということを記しております。1つには実績準拠法、実際の労働力人口等の減少に応じて調整する手法があります。ただ、その場合にも将来の世代にしわ寄せがより大きくなるないように、実績を踏まえながらも、平均余命の伸び等を加味したできるだけ早期の調整が望ましいということを書いております。また、もう一方のやり方として、将来の見通しを踏まえて、あらかじめ平均的に調整をしていく将来見通し平均化法で前倒しをすべきという御意見があったこ